

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年1月30日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

防火シャッター修繕

2 履行(納品)場所

瀬谷区中央5番地41
瀬谷中学校

3 契約日

令和7年1月10日

4 履行日又は履行期間

令和7年1月10日から令和7年1月15日

5 契約金額

49,500円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市中区扇町3-8-8 関内ファーストビル8階
株式会社鈴木シャッター 横浜支店

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和7年1月10日、瀬谷中学校において2棟2F北側防火シャッターを避難訓練時に何度か降下・復旧させたところ、天井上部にシャッターが巻き上がってしまい、緊急時にシャッターが作動しなくなってしまったため。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿に登録のある会社であり、迅速な対応ができることから選定しました。

9 所管課

瀬谷中学校